

# 精華町地域公共交通計画策定支援業務仕様書

## 1 業務名

精華町地域公共交通計画策定支援業務

## 2 業務期間

本業務の期間は、契約の日から令和9年3月31日までとする。

## 3 業務概要

本業務は、精華町域における地域公共交通計画策定に必要な調査、検討、計画（案）策定及び協議会運営支援を行う。

## 4 調査業務の対象とする圏域

本業務の対象とする圏域は、精華町全域とする。

## 5 業務の目的

精華町では、交通空白地の存在、コミュニティ交通の効率性の課題、高齢化の進行、公共交通に係る財政負担の増大など、地域公共交通を取り巻く複合的な課題を抱えている。加えて、通勤・通学・通院等の移動需要が町内外にまたがるなど、地域特性を踏まえた公共交通体系の再構築が求められている。

本業務は、町内の路線バス、タクシー、町コミュニティ交通（くるりんバス・デマンド交通）等の現況及び利用実態を調査・分析し、人口動態や都市構造、医療・福祉・教育等の他分野施策との関係性を整理したうえで、精華町における地域公共交通の課題を明確化することを目的とする。

あわせて、「交通空白」解消に向けた取組方針（2025）及び地域公共交通計画アップデートガイドンスを踏まえ、都市計画マスタープランや立地適正化計画、けいはんな学研都市（京都府域）地域公共交通計画等の関連計画との整合を図りつつ、実行性と持続性を確保した施策及びKPIを位置付けた「精華町地域公共交通計画」を策定することを目的とする。

## 6 業務項目

精華町地域公共交通計画の策定に係る以下の業務を行う。

- (1) 関連計画の整理
- (2) 精華町の地域公共交通の現況調査・分析・課題整理
- (3) 地域公共交通計画（案）作成
- (4) 協議会等の開催支援（関係資料の作成及び出席）

## 7 業務項目の検討内容

## (1) 関連計画の整理

- ① 精華町総合計画、都市計画マスタープラン、立地適正化計画等、町の関連計画における公共交通方針の整理
- ② けいはんな学研都市（京都府域）地域公共交通計画や国のアップデートガイダンスとの整合確認

## (2) 精華町の地域公共交通の現況調査・分析・課題整理

- ① 路線バス、タクシー、町コミュニティ交通等の現況把握（事業者データ・ヒアリング・町提供データ等を活用）
- ② 人口動態（年齢別・産業別・将来推計）、移動需要（通勤・通学・通院等）の分析
- ③ 町やけいはんな学研都市（京都府域）地域公共交通協議会等において、すでに実施されている住民・事業者アンケート等の分析による利用実態・ニーズ把握
- ④ 地域公共交通の課題整理（交通空白地、運行効率、移動困難者対応、財政負担等）
- ⑤ 他分野（医療・福祉・教育・防災等）との連携課題の抽出

## (3) 地域公共交通計画（案）作成

- ① 上記調査・分析結果を踏まえた計画案の策定（計画期間：5年）
- ② 公共交通ネットワークの改善、利用促進施策、持続可能な運行形態への再編
- ③ KPI 設定、PDCA による継続的な見直し体制の構築
- ④ 立地適正化計画等の関連計画との整合・連動

## (4) 協議会等の開催支援（関係資料の作成及び出席）

- ① 協議会（4回程度）及び事前検討会の開催支援（資料作成・出席・議事録作成等）
  - 協議会  
第1回～第4回：6月、9月、12月、3月開催を想定。
  - 事前検討会  
協議会開催日の2週間前の実施を想定。
- ② 必要に応じて関係機関・事業者との調整・協議

## 8 業務に必要な提出書類等

(1) 業務着手時に次の関係書類を提出し、発注者の承認を受けること。

- ① 着手届及び技術者等届
- ② 業務計画書

(2) 業務完了時に次の関係書類を提出し、発注者の完了検査を受けること。

- ① 完了届

- ② 目的物引き渡し書
- ③ 成果品

(3) 提出すべき成果品及び部数は以下のとおりとする。

- ① 本調査の成果品は、電子納品とする。
- ② 本調査においては、上記による電子納品以外に紙による報告書（原稿1部、製本2部）を作成するとともに、図面は原図一式を提出する。なお、報告書の製本の体裁はA4版とし、図面はA3版折り込みを標準とする。
- ③ 調査結果の納入時には、調査実施日や業務実施状況を記載した委託業務報告書（様式任意）を添付し、発注者の検査を受けること。

## 9 その他

- ・ 個人情報については、別記「個人情報取扱特記事項」により適正に管理し、本業務の履行上知り得た事実を他人に漏らしてはならない。
- ・ 関係機関との協議については、発注者の要請に応じて出席を求めることがある。
- ・ 本仕様書に定めのない事項または本仕様について疑義が生じた場合、協議会事務局と協議して決定するものとする。